

組 園児氏名

保護者 様

大月保育園
園長 井上 健

学校保健安全法による出席停止について

お子さまが○印の感染症にかかったので、学校保健安全法第19条により出席停止の扱いとなります。家庭において医師と相談のうえ、適切な処置をとられますようお願いいたします。

完全になおらないうちに無理をするとおぼやめ余病を併発する場合がありますし、他の児童・生徒に感染する心配もありますので、十分に注意してください。

なお、学校保健安全法では出席停止の期間を下のように定めております。

	病 名	出 席 停 止 の 期 間
①	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで。
2	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌薬治療が終了するまで。
3	麻疹	解熱した後3日を経過するまで。
4	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が始まった後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
5	風しん	発疹が消失するまで。
6	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで。
7	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
8	結核	病状により学校医等において感染の恐れがないと認めるまで。
9	髄膜炎菌性髄膜炎	
10	腸管出血性大腸菌感染症	
11	流行性角結膜炎	
12	急性出血性結膜炎	
13	その他の感染症 ()	

※当様式は、厚生労働省発出『保育所における感染症対策ガイドライン(2018年改正版)』に基づき作成しています。

インフルエンザ当園停止期間早見表

当園停止期間

	発症0日目	発症1日目	発症2日目	発症3日目	発症4日目	発症5日目	発症6日目	発症7日目	発症8日目	発症9日目
発症当日にすぐに熱が下がった場合	解熱						登園可能			
発症1日にすぐに熱が下がった場合		解熱					登園可能			
発症2日にすぐに熱が下がった場合			解熱				登園可能			
発症3日にすぐに熱が下がった場合				解熱				登園可能		
発症4日にすぐに熱が下がった場合					解熱				登園可能	
発症5日にすぐに熱が下がった場合						解熱				登園可能

※これ以降は、解熱した日によって当園停止が延長されます。